

令和8年度現況届兼変更申請書(変更届)の提出について

教育・保育給付認定(2号・3号認定)を受けて保育園や認定こども園等を利用している方については、子ども・子育て支援法に基づき、年1回の現況確認を行うことになっています。

現況確認は、保育を必要とする事由や世帯構成など、認定の根拠となる情報を確認するもので、保育施設等を継続利用するために必要な手続きです。

提出がない場合、現在の保育の必要性が確認できず、給付認定が取り消されることもありますので、必ず提出してください。

1 提出期限

令和8年(2026年)6月30日(火) ※保育施設等により期限が異なる場合があります。

2 提出先

ご利用中の保育施設等

3 提出書類

① 現況届(令和8年6月1日現在の状況を記入)

※きょうだいが別の保育施設等を利用している場合は、それぞれの施設に提出してください。

② 保育を必要とする事由を証明する書類(以下、「事由証明書」という。)

※現況届裏面の「事由証明書一覧」をご確認いただき、父母それぞれ該当の書類をご提出ください。

きょうだいが別の保育施設等を利用している場合、コピー可です。(原本は年齢が一番下のお子さまに添付。)

※令和8年4月以降に提出済みの事由証明書は、提出不要です。(復職証明書は事由証明書に該当しません。)

※電子上で書類作成を行う場合、書式は右の二次元バーコードからダウンロードください。



4 認定事項等の変更について

事項等に変更がある場合は、ご申請内容に基づいて変更手続きを行います。

5 きょうだいが新2号・新3号認定の場合

幼稚園の預かり保育や、認可外保育施設等の無償化の認定を受けているきょうだいがいる場合、別途、保護者の方あてに現況届の提出依頼をする予定です。その際、事由証明書は、事由証明の内容に変更がない場合、省略可能です。

6 書類未提出の場合について

現況届及び事由証明書の提出がない場合は、認定を求職活動(最長3ヶ月)に切り替えます。

裏面あり

7 現況届での確認事項について

世帯状況については、世帯構成や住所、連絡先等の変更事項がないか確認しています。住所・氏名が変わった際は通知します。

変更の内容により保育料の再算定・副食費徴収免除の再判定等を行います。算定・判定結果が変わる際は通知します。

保育を必要とする事由については、認定要件や保育必要量の要件を満たしているかどうか確認しています。事由証明書の内容に応じて、認定事由の変更や保育必要量の変更を行います。変更がある際は通知します。

(変更の一例)

現況届で確認できた内容	変更前	変更後
常態的に月 64 時間以上の就労実績がない	「就労」認定	「求職活動」認定
就労時間が短くなった(月 120 時間未満)	「標準時間」認定	「短時間」認定
妊娠した	「就労」認定	「妊娠・出産」認定
仕事をやめた	「就労」認定	「求職活動」認定

8 その他連絡事項

保育の必要性の認定は、保育の必要性の事由にかかる時間により行います。通勤・送迎に要する時間は認定とは別です。保育施設等の利用時間は、「保育の必要性の事由にかかる時間+通勤や送迎にかかる時間の合計時間」が原則です。

事務担当 横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課 入園係
直通番号 046-822-9476 平日 8:30~17:15